

公益社団法人日本化学会 ご支援のお願い

(公社)日本化学会では化学の振興、普及を目的とした活動に対し、皆さまにご寄付をお願いしております。

化学振興活動

各種イベント(春季年会、CSJ化学フェスタ、市民公開講座等)、化学グランプリ・国際化学オリンピックへの代表生徒派遣、化学会館の修繕・補修、支部・部会活動等、本会事業全体に活用させていただきます。



国際化学オリンピック表彰式



春季年会学生ポスター発表



高校生のための化学講座

化学だいすきクラブ事業

小・中学生対象事業を専門にした支援です。子どもたちへ冊子の無料配布や実験教室を開催するために活用させていただきます。

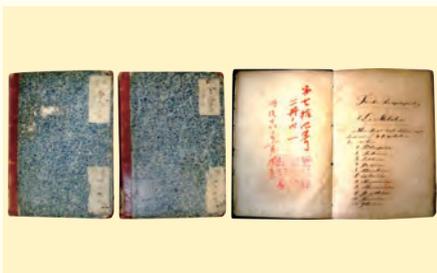


化学遺産事業

化学・化学技術に関する歴史的に貴重な史料を守り、また化学関係の諸先達の偉業を伝えるなど化学の業績を後世に伝えていくための活動に活用させていただきます。



宇田川榕菴自ら描いたと推定される
気体実験用の器具類 (認定化学遺産第001号)



日本最初の化学講義録 朋百舎密書 (ボンベ化学書)
(認定化学遺産 第007号)



(左) 紫根と紫根染めとシコニン標本 / (右) ウニとその色素スピノクロムの標本 (認定化学遺産 第019号)

本会への寄付金は税制上の優遇措置(寄付金控除)が受けられます。
詳しくは日本化学会ウェブページをご覧ください。

寄付の詳細は **日本化学会** で検索ください。



公益社団法人
日本化学会

よくある質問

Q 日本化学会へ寄付をするメリットはありますか？

A 本会は、「税額控除制度」における税額控除対象法人の認定を受けておりますので、本会への寄付金は税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます。確定申告を行うことで、国税（所得税又は法人税）及び地方税（個人住民税）について寄付金控除を受けることができます。また、「化学だいきクラブ事業」へご寄付いただいた方には「化学だいきクラブニュースレター」を3回送付しております。

Q 実際に寄付をしたいのですが、どうしたらいいですか？

A 本会ウェブページ「寄付のお申し込み方法」<https://donation.csj.jp/#application> にアクセスいただき、クレジットカード、銀行振り込み等でご寄付いただけます。

Q 寄付金はどのように使われますか？

A ご寄付いただく際にご指定いただいた内容に即して使用させていただきます。また、アニュアルレポートにて年度単位で活動報告をさせていただきます。

Q 日本円以外の通貨で寄付できますか？

A 外国通貨については指定の銀行口座で受入ができない場合がありますので、可能な限り円に換金してから申込をするようお願いいたします。

Q 団体名(サークル名)、別名、連名で寄付はできますか？

A ご寄付いただけます。

Q 法人ですが寄付できますか？

A ご寄付いただけます。

Q 寄付金の最低限度額や最高限度額はありますか？

A 1回あたりのご寄付は、個人1,000円以上、法人10,000円以上でお願いしております。

Q 振込手数料はどちらの負担ですか？

A 誠に恐縮ですが、ご寄付をされる方に御負担いただいております。

Q 遺贈寄付の取り扱いについて教えて下さい。

A 遺贈寄付も受付しております。※

Q 相続財産から寄付はできますか？

A 相続財産からのご寄付も受付しております。※

Q 有価証券(株式等)で寄付できますか？

A 有価証券でのご寄付も受付しておりますが、可能な限り、現金等に換金してから申込をするようお願いいたします。※

※詳しくは、総務部経理Gまでお問い合わせください。

E-mail: keiri@chemistry.or.jp

TEL: 03-3292-6168 / FAX: 03-3292-6318

税制上の優遇措置（寄付金控除）について

個人の方によるご寄付

～本会は「税額控除制度」における税額控除対象法人の認定を受けておりますので、本会への寄付金は税制上の優遇措置（寄付金控除）が受けられます～

・確定申告の際に「所得控除」もしくは「税額控除」*の有利な方をお選びいただけます（一般的には「税額控除」の方が有利になります）。
*税額控除制度とは、寄付金額を基礎に算出した控除額を、所得税率に関係なく所得税額から直接控除する方式です。

「所得控除」

所得税を算出する際に、課税の対象となる所得から寄付にかかる金額を控除する方法。

所得金額から所得控除額（寄付に関しては下記の計算式により算出された金額）を差し引いた金額に税率を乗ずることにより、所得税が算出される。

計算式：所得控除額 = 年間の寄付金合計額 - 2,000円（年間の寄付金合計額の上限 = 総所得の40%）

「税額控除」

所得金額に税率をかけて算出された税額から、下記の計算式により算出された金額を控除する方法。

計算式：税額控除額 = (年間の寄付金合計額 - 2,000円) × 40%

※年間の寄付金合計額の上限は、総所得の40% ※税額控除額の上限は、所得税額の25%

「相続税」

本会に相続又は遺贈により取得した財産をご寄付いただきますと、一定の要件の下、相続税の課税対象としない特例があります。※

※詳しくは、総務部経理Gまでお問い合わせください。

E-mail: keiri@chemistry.or.jp TEL: 03-3292-6168 / FAX: 03-3292-6318

法人によるご寄付

本会ウェブページ「税制上の優遇措置—法人によるご寄付」をご覧ください。